

# 県歯協だより

Vol. 261  
2024. 8



鹿児島県歯科医師協同組合  
鹿児島市照国町 13-15  
TEL : 099-222-6982 / FAX : 099-226-3353  
MAIL : kyokumi@8020kda.jp

## ジェネリック医薬品の一部取扱停止と納品の遅れについて

県歯協だより6月号・7月号でもお知らせしましたが、当組合で取り扱いを行っている一部医薬品につきまして、メーカーが供給を一時停止にしたことから安定供給ができなくなったため、当面の間、取り扱いを停止している医薬品がございます。

また、抗生物質は全般的に納品が大幅に遅れています。

ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんが、詳細は当組合HPをご確認ください。(トップページのお知らせをご確認ください。)



## 業務災害補償制度のご案内



### 労災リスクへの対策は万全ですか？

従業員はもちろん、医院経営をおびやかす“労災リスク”

業務災害補償制度は、スタッフの業務上の事故によるケガをサポートする**労働災害補償**と、労災事故やハラスメントの発生により事業者が負担する訴訟費用や損害賠償に対する**使用者賠償補償・雇用慣行賠償責任補償**がセットになっております。

労災リスクが発生すると、ときに賠償金額が億単位にのぼることもあります。頼みの綱である政府労災保険も年金払いが中心で、一時金に換算すると自動車の自賠責保険(死亡：最高3,000万円)よりも少ないケースも、、、不足分をしっかりとカバーするためにも「業務災害補償制度」による補償の上乗せをお勧め致します。

なお、事業主のケガの補償については業務内外問わず、24時間補償とすることも可能です。また、保険料は売上高で算出致しますので、見積等をご希望の際は協同組合事務局(099-222-6982)までお問い合わせ下さい。

※詳細は、同封の案内チラシをご確認ください。



この機会にぜひご検討下さいますようお願いいたします。

(SJ24-05202) (2024/07/29)

# 万一の時に安心!所得補償保険のご案内

## 入院等による中・長期休診の対策は充分ですか?

突然のケガや病気で働けなくなったとき、入院時の医療費は医療保険等で補償されますが、休診したときの収入減を補う補償は十分ですか?

「所得補償保険」では、万一、病気やケガによって就業不能となった場合の収入減を補償し、「医業経営」と「先生とご家族の生活」をサポートします!

### 健康状態に関する告知のみで加入OK!

告知された内容によっては、加入をお断りする場合があります。告知内容が異なります。

### 団体割引 30%適用!

団体割引 30%が適用され、個人で加入するより割安です。

### 楽しい無事故戻し返れい

毎年の保険期間で保険金のご請求がない場合は保険料の 20%をお返しします。

《引受保険会社》  
損害保険ジャパン株式会社  
東京海上日動火災保険株式会社



# 医業経営塾のご案内

協同組合では、組合員の先生方や奥様、ご家族の方を対象とした医業経営塾を開催いたします。お好きな講座を選んで受講いただけますのでこの機会にぜひご参加をお待ちしております。

詳細は案内チラシをご確認ください。

日 時 下記日程の通り 13:30~15:30

場 所 鹿児島県歯科医師会館

定 員 10名(先着順)

参加費 各講座 | 講座あたり 3,000円



### ●老後 9/3(火)

「歯科医師・ご家族のセカンドライフを本気で考える」

### ●承継 11/21(木)

「事業承継の具体策(親族内・第三者)と事前準備」

### ●相続 10/15(火)

「"争族"を避けるための事前対策と贈与対策」